二　側方灯又は側方反射器が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方灯及び側方反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（番号灯）

第127条　（略）

２～４　（略）

５　番号灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　番号灯を自動車に取り付けた状態において、当該番号灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　番号灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に番号灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（尾灯）

第128条　（略）

２～４　（略）

５　尾灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　尾灯を自動車に取り付けた状態において、当該尾灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　尾灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に尾灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（後部霧灯）

第129条　（略）

２～４　（略）

５　後部霧灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　後部霧灯を自動車に取り付けた状態において、当該後部霧灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

二　後部霧灯が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部霧灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。

（駐車灯）

第130条　（略）

２～４　（略）

５　駐車灯（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次の各号に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

一　駐車灯を自動車に取り付けた状態において、当該駐車灯が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準に適合すること。

（番号灯）

第127条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（尾灯）

第128条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（後部霧灯）

第129条　（略）

２～４　（略）

（新設）

（駐車灯）

第130条　（略）

２～４　（略）

（新設）